

令和5年度第5回三島市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和6年1月18日(木) 開始:午後3時00分 終了:午後3時59分

場 所 三島市役所大社町別館 防災研修室

出席者 委 員 村田耕一会長
高橋徹司 三枝直恵 高林和弘 高田昌子
吉富雄治 渡辺貴 三宅秀樹 斉藤彰久
宮下知朗 河野月江 佐野淳祥 土屋利絵
榊原克彦

事務局 佐野健康推進部長
(保険年金課) 沼上課長 戸塚主幹 方波見副主任 寺川主事
(課 税 課) 鈴木課長 山口副参事
(市税収納課) 佐藤課長 根本課長補佐

区 分 公開

傍聴人 0人

内 容

運営協議会

- 1 村田会長挨拶
- 2 事務局より委員定数報告(17人中14人の出席により開催要件を満たす)
- 3 議事録署名人として、三枝直恵委員、斉藤彰久委員の2名を選出。
- 4 議題
(1)第1号議案(審議)「令和6年度国民健康保険税率等に係る諮問に対する答申(案)について」
○事務局より資料に基づき説明

○ 質疑応答

委 員: 考え方について質問する。先ほど、一般会計からの法定外繰入(赤字繰入)でない繰入だとしても、その原資が一般会計にあるということであれば、公平性を保てないだとか、法定外繰入(赤字繰入)に準ずるのではないかという話だったが、別の仕組みの中で、例えば、子ども医療費があるが、これは国の制度としては就学未満児には無料としており、小学生から18歳までは県単事業、県の事業だが、実際に実施している市町に対しては、国はペナルティを課している。実際、子ども医療費を無料化している自治体ということで、ペナルティで、支払われる金額が減るという仕組みがある。それも、広義で考えると、子ども医療費を無料にすることにより、それを一般会計から国保に入る金を減らしているということに値すると思うが、これ自身はどういうものだと捉えているのかということを確認させてほしい。

会 長：ペナルティの話はなくなったのか、なくなるのか、今継続しているのかも含めて、事務局からお答えをいただきたい。

事務局：今、委員からご指摘のあった、子ども医療費の助成に対する国からの交付金のペナルティは、実際に現在、存在している。未就学児を除き、子ども医療費の助成を就学児に対して実施している分については、国から医療費を補助する交付金について、幾ばくかそれを減額するという仕組みになっている。一般会計からの繰入ではなく、国からの交付金が減額されるという仕組みが、実際にはある。ただ、国で、子育て政策を力強く推進していく中で、ペナルティは令和6年度からなくなる方向で、今議論をしている。細かい通知等は今後あるかと思うが、令和6年度以降はなくなる予定となっている。

委 員：質問の趣旨としては、子ども医療費、ペナルティなので一般会計からの繰入とは違うという話だったが、一般会計からの繰入とは違う。ただ、入ってくるべきお金が、それを実施していることによって、少なくなるというのは事実ということでしょうか。了解した。

委 員：前回、3パターンのうちどれにするのか採決をしたが、結果が8票と6票だった。かなりの僅差であり、8票の方がもし1人移った場合には7対7になり、最後は議長採決という大変な任務が(議長に)課せられるところだったが、それだけ、ここに集まっている委員の方々の中でも割れたのだと私は認識している。なので、私も具体的にどのようなというものはないが、将来のことを見据えて、意見が割れたと思う。割れた中でも皆さんのご意見を聞いていると、パターン1だけけれども2というように、そのような方々の意見も結構あったので、その辺りの採決の中身について、最終的には書かれているとおりに決まったが、議論してきた中身について、付帯意見とし、その将来予測の中に一言組み込むことができないかなと思っているが、いかがか。

会 長：均等割・所得割の割合のことだが、答弁をお願いします。

事務局：もう一度、確認をしたいが、付帯意見の中に盛り込むとした場合に、新しく項目立てをして、そういったものを設けたいというご意見なのか。それとも、付帯意見の中だと、今後のことという論点の中では(1)番でまとめて記載をさせていただいているが、この中に、その応益分の負担を考慮した中で、というような言葉を組み込む形で考えていらっしゃるのか。委員の中で、相応しいと思われる形というのは、どのようなお考えになっていらっしゃるか。

委 員：資料を今、出してきたところで申し訳ない。改正案2-1と2-2で、分かれた。その均等割・所得割の部分の割合が違うということで、所得割が多い方が、最終的には採決された。しかし、皆様のご意見をお伺いしていると、所得割が少ない方がいいかもしれないけれどもというのは前提にあった、というふうに記憶している。なので、この将来予測についても、今後結局、「収支の均衡が保たれるよう」というところは、大きなところだと思う。どのような書き方をしたらよいかかわからないが、所得割・均等割の割合を今は所得割の方が多いが、それを均一にするというのかかわからないが、近づけるようにすることにより、収支の均衡が保たれるようにと、というような一言を加えるとか。

会 長：どうだろうか。まず、県で統一化されるという方向に向けて、そういう前提はある中

で、令和6年度から3年間になろうかと思うが、その中においては結果的に2の案で、多く賛同いただいている。所得割と均等割のパーセンテージということに対しては、私はこの答申の中で、そこまで持っていけるかどうかは、なかなか意見が纏まらないのではないかと考えている。前回、採決という形をとらせていただいている中で、8対6という結果は尊重していただいていると思うが、その附帯意見として、パーセンテージをどうするかということについては、方向として書けるだろうか。

事務局：この場の案で申し訳ないが、「将来予測を立て」の続きになるかと思うが、「応益割と応能割の負担割合について、見直しを図っていくとともに」、というような言葉を一言付け加えさせていただく。はっきりとは申し上げられないが、「応益負担、応能負担の割合について、見直しを検討していくとともに」ぐらいの言葉を入れさせていただくというのが、今この場で考えられる案だが、いかがか。

委員：私はそれでも構わない。皆さんに聞いてほしい。

委員：先ほどの話では、市の立場としては一般会計から入れられないということによいか、将来的に。ただ10年後に、同じことがいえるかどうかというのは、誰もわからない。多分10年後には、それは言うていられなくなるのではないかと思う。一点確認をさせていただきたいが、先ほどの話で、今三島市が持っている5億は、3年後の県下統一の時には、持っていてはいけないお金なのか。

事務局：まず初めに、令和9年度に統一するということには、まだなっていない。令和9年度に統一するのは、3方式・3方式・2方式という賦課方式で、それだけが一緒になるのであって、保険料率そのものについては、まだいつ統一になるかは、国、県の方は全く示していない先の話になっている。その際には、県はすべてのお金をまとめて面倒を見る形になるので、各市町の持っている基金は不要となる。このため、完全統一を成し遂げた際には、各市町の基金はなくす方向で、多分、県からも指示が来るようになると思われる。

委員：それは、近い将来の話か。遠い将来の話か。例えば、もう10年後20年後は、もう、訳がわからなくなっているのではないか。それが3年後に統一して、また3年か5年のステップでというような形の、近未来なのか、それとも、もっとずっと先なのかというのは。

事務局：この場では、はっきりとは申し上げにくいですが、おそらく10年以上のスパンで考えているのではないかと考えている。県の中での諸々の統一までには、様々なステップがある。あれを一緒にしなければいけない、これを纏めなければならないといったことを踏まえて協議をしていく。今の議論の進み方、そのスピード感等を見てみると、委員がおっしゃる10年後を一つのスパンとした場合には、そこまでに標準保険料率に統一されている可能性は、静岡県の場合はかなり低いのではなからうかと、個人的な主観レベルで申し訳ないが思っている。委員が先ほどからおっしゃっている、10年後には一般会計からのお金を繰り入れなければならないというようなお話もあるかとは思いますが、その辺りについても、制度そのものの改正という扱いが、おそらく出てくるかと思われる。そのようなことも含めて、今お話をいただいている基金の解消という部分については、かなり先の話、中長期スパンでの話になると思われるので、回答させていただく。

会長：今、個人的にという言葉もあったが、行政として、この見解でよろしいか。

事務局：はい。今ご説明したとおり、今後、おそらくすぐには保険料率についての完全統一ということは考えられない状況である。委員が話されたとおり、国保の運営が今のままだとかなり危ういところもあるので、その間におそらく、何か仕組みが変わるようなこともあるだろうが、ただどちらにしても、国が基本的な方針を出すので、市としては、そちらに従い、財政の責任としては県が取り纏めを行うことになっているので、そちらの制度の動向も見ながら、市が対応していくという形になっていく。

委員：多分、次の大きなターニングポイントは団塊ジュニアが65歳以上になってくるところだと思う。それが、もう10年ぐらいすると、ちょこちょこ入り始めるというか、10から15年後ぐらいである。というのは、多分この制度でいくと、また3年後上げなくてはいけない。どんどんどんどん上げて、今度はどこまで上げられるのか、リミットを考えなくてはならない時が来る。幾らなら払うのかという、もうそれ以上は個人的には無理だというような方が出てきた時に、その基金の5億で対応するのか、逆に今あるお小遣いの5億では足りなくなる。足りなくなった場合は、どうするのか。借金は、誰が払ってくれるのか。

事務局：実際足りなくなった時には、やはり借り入れという形になっていく。ただ、今後、国保運営の財政責任が県になるので、それを三島市だけではなく、おそらく静岡県全体の中の問題になってくるので、県全体で協議をしていくことになっていくと思う、今後の運営については。

委員：県が、貸してくれるということか。

事務局：県から借りる。

委員：多分この協議会で3年後、またこのような話を、一緒になった時にどうするべきかという話をしなければならないと思うので。その時までには、また、どのように状況が変化しているかだろう、この3年間で。全然意見になっていないが、所感だ。

会長：約100億の収入のうち保険税では22億、20%ぐらいしか収入がなく、あとの80億ぐらいは様々なところから、今はいただいている状況もある。ここを、市の一般会計で解決できる問題ではないような気もしていて、でも当面はそうするしかないのだが、本当に1番の附帯意見にあるように、全体の仕組みの問題で、確かにこれ以上いつまで上がるのだろうかというところもあるので、この80億で守っていただかないと、この国保の仕組みは、厳しいのかなという現状もある。先日の下水道、先ほど介護もあったそうだが、下水道料金の改定の中でも、もう苦しくて値上げをしなければならないその時に、一般会計に頼る、もちろんご意見を賜った上でだが、上水道もそうである。一般会計もなかなか、潤沢にない面もあるが、でも、それを入れなくてはならない状況もあり、今当局の方針としては、県の方針に沿い、現状では赤字繰入とはいえないが、そういう面の積立というのは、全体にそぐわないという主張がされた。どうだろうか、ほかに、ご意見を賜ればと思う。

委員：何度も申しわけないが、この附帯意見について、この後多分決を採ってという形になるので。そうすると(4)の一般会計の繰入についてだが、何も意見が出ず、それで決を採り、これは入れないよという結論になるということでもなんなので、ここについての私の意見だけはしっかりと述べさせていただきたいと思う。改めてですが、なぜ国がそもそも国保の運営主体が各自治体にあるのにもかかわらず、都道府県単位化

をするかというところを見てみると、やはり、その目的は二つだと言われている、一つは全国を見ると、今は各市町で一般会計からの繰入をしているところ、名古屋市や仙台市等をはじめ、いっぱいある。様々な市町の制度を作り、いい制度をいっぱい持っているところもある。だけど、それを止めさせて、一般会計から繰入は絶対駄目だよというふうにしていくということ。それからもう一つは、保険料率を統一していくということ。この二つが、都道府県単位化の目的だというふうに言われている。ただそういう中で、この間、一般会計の繰入というのは、前回までの議論でも、社会保険を払っている方がいるのに、その方たちが納める税金から、さらに、国保の分を支払うというのは、税の二重取りみたいなことになると言われているが、本当に国保は何なのかということをもそもも考えてみると、誰もが医療を受けられる権利、憲法に保障されている医療を受けられる権利というのを保障する、そのための国民皆保険制度のために、国保があるわけである。だから、これは法律的には、互助だとか、相互扶助って言い方をされるが、これはやはり社会保障という側面が非常に大きいわけである。つまり、誰もが生存の権利を保障される、誰もが受療権、病院に掛かる権利を保障される。そのために、三島市で言えば、住民の命や健康を守るということは、これはやはり、地方自治体である三島市の非常に大事な責務だと思う。なので、やはり、一般会計からの繰入ということ、税の二重取りということではなく、税を再分配することにより、格差を是正するという、そこに意味があり、そのための制度なので、やはり一般会計からの繰入を、ただ、国や県が駄目だと言っているということで思考停止をせず、そこを地方自治体の役割というところを、もう一度きちんと考えてもらいたいというように、はっきりとそんなふうには私は考えるということ、意見として述べておきたいと思う。

会 長：一般会計からの繰入、いわゆる一般会計から、このように持ってくるということである。これをやると、下水道・上水道も同じスタンスになる。いくら持ってくるかとかいろいろあるが、その分、今、市で行っている施策を、もしかしたら減らさざるを得ないかもしれない、どれを優先するか。絶対に、国保は守っていかなければならないが、そのバランスになるかと思う。
皆さんのご意見があれば、いただければと思うが、ないだろうか。これを、入れる、入れないという方向に、移ってもよろしいか。時間が欲しい方はいらっしゃらないだろうか、大丈夫だろうか。よろしいか。
ここまでで4つの意見を基に附帯意見を述べさせていただいた。この4つについて、面倒ではあるが、記載する、しないということで挙手をお願いしたいと思う。

委 員：一般会計からの繰入のところだが、先ほどの委員の方がおっしゃっていること、よくわかる。そうすることも一つ手段としては、あるのかなと思う一方、会長がお話の中でされていた上下水道の問題や、他の会計も決して潤沢でなく厳しい状況に置かれている中で、国保だけというのは違うのかなと思っている部分もある。そもそも、委員の方がおっしゃっていたとおり、もう国保の仕組み自体が、結構厳しい状況になってきているという点においては、やはり、国にしっかりと財源構成をどうしていくかという指針を出してもらって進めていくというのが、一番ベストな形なのかなと思っている。仮に、一般会計からの繰入とはっきり明記してしまうと、見方によっては、我々は今、赤字繰入しては駄目だよと言われている中で、それを容認するような、そんな意見にも聞こえてしまうのかなという思いがある。現時点では、将来予測のところ、国の動向を見ながら、制度の動向にも注視していくという一文があるので、そういった時に、仮に例えば、一般会計から繰り入れていいよというような話があれば、それをまた改めて次回になるかと思うが、前向きに検討していくという形をとれるのではないかなという、ある意味その1番のところには包含して考えることもできる気がす

るので、私は、正直、一般会計の繰入をはっきりと明言することは、反対かなと思っているということを、意見として言わせていただく。

委員：一般会計からの繰入だが、繰り入れることができるのであれば、それはそれで可だと思いが、ただ、繰り入れては駄目だというそういう文句だけではなく、ペナルティ的な形で引かれるのであれば、せつかく繰り入れているのに、国や県からのペナルティのような形で引かれれば元も子もないし、そのあたりどのぐらいのペナルティが課されるのか。

会長：ペナルティは、あるのか。

事務局：現時点だが、赤字繰入を実施した場合については、保険者努力支援制度というもので、配点が(赤字繰入を)実施していると約30点マイナスとなる。その1点につきいくら交付されるのかは、その年にそれぞれ全国の市町村が何点取得したかというところにより、変わってくるが、8万円から10万円前後の間で、年毎変化しているのが今までの現状である。そうすると300万円弱の金額が今のところペナルティとして、交付されないという形になる。ただ、今回の基金繰入のものについて明確にそれが、ペナルティという形ではないけれども、それに類するものだと県の方は考える部分があるというような回答をいただいている。

委員：つい気になってしまうので申しわけないのですが、今おっしゃられた赤字繰入の場合というのが、あくまで事務局がおっしゃったのは、赤字繰入の場合ということで、特にこの赤字繰入ということと、そうでない繰入というものは、別なのだが、よく一緒に議論をされるものなので、そこが結局、一般会計からの繰入は駄目、或いはペナルティがあるというふうに、非常にイメージで捉えてしまうので、そこは違うということだけ加えていただければと思う。

委員：私は、健保の運営に携わっている。先ほど、税の二重取りの話があった。一般会計から繰入をしてしまうと、国保ではないサラリーマン、健保に加入している方の税金を持っていかれると。実は、全国の健保だが、国保の財政が厳しいということで、前期高齢者の納付金も納めている。例えば、我々の健保組合は年間で40億ぐらい。そうなると、その資金を調達するためには、加入している組合員の保険料を上げなければいけない。それがかなり、健保組合の運営に、今、響いているような状況である。なので、実際にサラリーマンも国保のために、少し掛け金を出しているの、そう考えると、もしこの繰入を可能にしてしまうと、三島市にお住まいのサラリーマンの方はちょっとかわいそうかなという、そういう思いはした。

会長：それでは、記載の有無について、1番から記載するというふうに判断いただければ、挙手をいただきたいと思う。

採決：1について、記載が適当だと思われる方、挙手をお願いいたします。 13人
2について、記載が適当だと思われる方、挙手をお願いいたします。 13人
3について、記載が適当だと思われる方、挙手をお願いいたします。 13人
4について、記載が適当だと思われる方、挙手をお願いいたします。 4人

会長：ありがとうございます。4については少数ということになるだろうか。ということで、1、2、3について、付帯意見として、今回は記載をすることとする。それから、附帯意見の中での1番の、均等割・応能割の文言について追加ということにしたいと

思うが、事務局、いかがだろうか。

事務局：先ほど申し述べたとおり附帯意見の中、後ろの方になるが、下から3行目、「健康保険特別会計の収支の均衡が保たれるよう、被保険者数と国民健康保険税収入の減少について将来予測を立て」の後に、「応益割、応能割の負担割合の見直しなど、適切な対策を講じるとともに」という形で加えさせていただければと思うが、それでよろしいだろうか。

会長：ただいま答申に修正を加えるということで、事務局の方から口頭ではあるが、発表していただいた。再びこの最終案の確認のために、また皆様にお集まりいただくのではなく、今の文言について、私と副会長で責任を持って最終案を確認するので、ご一任いただければと思うが、いかがだろうか。

委員：今、提案があった将来予測を立ての後に、応能割、応益割の負担を見直すなどということも入れるとのことだったが、その文言が入るということが、一般会計からの繰入というふうに限定をしないにしても、そこを先ほど副会長がおっしゃったような、包含するようなという意味合いになるのかということでは、今ひとつ疑問が残るが、いかがだろうか。

議長：今の修正案、私が先走り今の文言が入るということで、修正案とさせていただいてよろしいだろうか。今の委員の発言内容について、ちょっと理解できなかったのだが、もし、その文言を入れることで・・・。

委員：申し訳ない。それが全体の流れになっていないということであれば、私が言っていることは的外れだが、全体の議論のニュアンスが、先ほどの(4)については、4人と9人で意見が分かれた部分だが、先ほど最後の方で副会長がおっしゃっていた、そこを一般会計からの繰入ということ限定して言うのではなく、(1)の中に、その部分も包含するようなことで、一応決めたらいいのではないかというご意見だったと思う。そういうものに、なるというふうには・・・

会長：そこは、はっきりと言えないところになるかと。制度の動向にも注視していくことと、適切な対策を講じることなどということに、この審議会でここに意味合いも含めるとまでは、はっきりと言えないと思う。文言からして、適切な対策を講じるとともに、制度の動向にも注視していくこと。あとは、解釈になってしまうが、文言はこのままとなる。この中に、これも入るんだということまでは、審議会の答申としては、はっきりとは文にできないところを、解釈を込めるのかというふうに言われても、どうだろうか。

課長：そこまで、一般会計からの基金積み立てを入れるのは、この中では読み取ることは、おそらくできないと思う。制度が変わるような時があれば、それについては制度の動向にも注視していくこと、適切な対策を講じることというふうになっているので、そういったものが可能になるよう仕組みが変わった時には、そういったことも検討していく、協議していくというようなことであれば、そういった意味合いも含まれると思う。

委員：これも意見だけ、最後に言わせてほしい。その保険料、利用率をどうするかということは、結論としては、もうはっきり決まってしまうわけで。ただ、その附帯意見は、ここの結論に入らなかった部分の、非常に微妙な部分、もっと言えば、非常に

悩ましい、本当に困っているというか、私たちが逆にその審議会として本当にこう発信していきたい部分として、むしろ、非常に重要な部分ではないかと私は思う。実際に、税率を決めたりするのは、この場ではなく、議会の議決となる。だからこそ、その審議会がどういうふうを考えているかというところを、発信していく。そこは、すごく大事なところなのではないかなと思うので、この(4)のところ、全く箸にも棒にもかからない、私しかそんなこと言う人はいないということだったらいいのだが、やはり、この一般会計からの繰入という問題が、今後の国保の運営のことも含めて非常に大きなテーマになっていて、これは三島だけじゃなく全国そうだけに、やはり、どういう発信をしていくかというのは、非常に大事な部分ではないかなと思う。

会 長：ありがとうございます。以上のような意見も踏まえて、1番についての修正でだが、均等割、応能割の負担割合という文言を今述べてもらった修正を含めて、1番について修正し、今のところはそのままということで、最終答申とさせていただきたいと思うが、異議のないという挙手をお願いしたいと思う。

採 決：1番についての修正を加えた中での答申とさせていただきたいと思うが、意義のない方は挙手をお願いします。 11人

会 長：はい、ありがとうございます。最終案については、私と副会長が文言を書面にて確認させていただくが、一任していただければと思うがよろしいだろうか。

委 員：異議なし。

会 長：ありがとうございます。なお、この審議会を踏まえた答申だが、来週の23日で、段取りを取らせていただきたいと思いますと思う。豊岡市長に答申ということで、ご報告をさせていただきたいと思う。23日に決定するかどうかこれからだが、これにつきましても私と副会長で、豊岡市長の方に答申をさせていただきたいと思うが、よろしいだろうか。

委 員：異議なし。

会 長：ありがとうございます。本日予定していた議題はこれにて終了となった。

令和 6 年 3 月 4 日

会議録署名人

三枝直恵

斎藤 繁久